

第53期 第1回

開催年月日 令和4年9月8日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	座長の選出について
公益代表	2名	2	高知県電子部品・デバイス・電子回路、 電子応用装置、映像・音響機械器具製造業 最低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取
労働者代表	3名	3	改正決定の必要性について
使用者代表	3名	4	その他

次回本審開催予定日 令和4年9月12日

[開会] 午後1時57分

賃金室長 ただ今から、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の特別小委員会を開催いたします。  
慣例によりまして、座長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日は、公益委員の上村委員から欠席の連絡をいただいております。公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名の委員の出席をいただいております。

また、電機連合高知地域協議会の上甲様、竹筒平様が傍聴されております。

賃金室長 次に、座長の選出に移らせていただきます。  
慣例によりまして公益委員からご推薦いただきたいと思います。どなたか推薦をお願いいたします。

中橋委員 西森委員を座長に推薦したいと思います。

賃金室長 西森委員を座長にとの推薦がありました。いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長 異議なしということでご賛同をいただきましたので、座長を西森委員にお

願います。

なお、座長代理につきましては、座長からのご指名でお願いしたいと思います。

座長（西森委員）

そうしましたら、座長代理に中橋委員を指名いたします。

賃金室長

それでは、西森座長と中橋座長代理にご挨拶をいただくとともに、以後の進行を西森座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

座長

よろしくお願いいたします。

特定最賃の改正について、三者合意に至らない事が続き、改正審議が行われていない中、昨年より地域別最賃が上回るという状況にあります。

本年におきましても慎重に検討しながらより良い結論を導けますように頑張らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

座長代理（中橋委員）

ご指名いただきました中橋です。座長代理を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

座長

それでは、早速ですが議事を進めたいと思います。

この、特別小委員会の目的は、電子の特定最低賃金の改正決定の必要性について、ご審議をいただくものです。

改正決定の必要性があるとの結論は、この特別小委員会での審議で、全会一致となるのが前提となっております。

労使それぞれのお立場があるところではございますけれども、このことを踏まえていただきまして、円滑かつ、十分な審議をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本委員会の議事録を確認していただく委員につきましては、第11回の本審において決定されたとおり、この場で決めることといたします。

公益は、私が担当することといたします。労働者側はどうされますか。

市川委員

私、市川が確認します。

座長

願います。使用者側はどうされますか。

野村委員

私、野村が確認します。

座 長           ありがとうございます。  
                  それでは、労働者側は市川委員、使用者側は野村委員にお願いいたします。

座 長           審議の進め方について、お諮りしたいと思います。  
                  本日は、事務局から資料説明を受けた後、関係使用者からの意見聴取を行い、その後、改正決定の必要性について、労使双方から基本的主張をいただき、具体的な審議に入りまして、可能であれば、本日中に、結論をまとめた  
                  と考えておりますが、今のところそれでよろしいでしょうか。

                  異議なし

座 長           それでは、事務局から資料についてご説明をお願いいたします。

賃金室長       お手元の議事次第の3ページをご覧ください。  
                  電子の最低賃金は令和元年度に改正されたのが最後で、現在では県最賃の  
                  820円より低い金額になっておりますので、県最賃が適用になっておりま  
                  す。  
                  4ページは、諮問文の写しになります。  
                  5ページは、昨年  
                  の審議経過で、9月10日に特別小委員会が開催されま  
                  して、全会一致には至りませんでした。  
                  それでは、6ページをご覧ください。  
                  基礎調査の概要ですけれども、電子等製造業の100人未満の事業場を対  
                  象としておりまして、6番に書かれているとおり、現在6事業所となってお  
                  ります。  
                  8ページをご覧ください。  
                  現在の最低賃金である820円未満で支払われている労働者は一人もおら  
                  ず、820円で支払われている人が4人いる状況です。  
                  9ページをご覧ください。  
                  今年度の最低賃金の引上げがそのまま行われて853円になりますと、影  
                  響が出てくる労働者数は11名、約31%ということになっております。  
                  事業場は、853円に引き上げたり、860円などの計算しやすい金額に  
                  上げるものと思われ  
                  ます。  
                  また、900円で支払われている労働者が多くいるという状況です。  
                  900円の労働者も高知県最低賃金の引上げに伴って、引き上げられたり、  
                  このまま据え置かれる方もいるのではないかと  
                  思われます。  
                  最後の16ページをご覧ください。

非常に小さくて見にくくなってしまいましたけれども、令和2年度の統計ですが、従業者数は589人、製品出荷額の計は54億円となっております。以上でございます。

座長 ありがとうございます。  
ただ今のご説明について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

意見なし

座長 審議の途中でも、お気づきのことがあればご質問いただくとして、このまま進めさせていただきます。  
次に、事務局から参考人についてのご説明をお願いいたします。

賃金室長 参考人は、株式会社土佐電子代表取締役社長辻様の予定でしたが、都合が悪くなり、専務の西村元宏様に来ていただいております。土佐電子は土佐市に本社を置きまして、電子・デバイス関係の事業を営んでおられる地元企業でございます。  
以上です。

座長 ただ今の事務局説明のとおり、使用者側委員からご推薦をいただいております株式会社土佐電子専務取締役の西村元宏氏を参考人として、この場にご出席いただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

異議なし

座長 それでは、入っていただこうと思います。  
予定では、冒頭で現状についてお話を何分間かいただいて、その後、質疑に入るということになっております。  
では、ご案内をお願いいたします。

事務局 参考人案内

座長 お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  
それでは、早速ですが、現在の取り巻かれています状況等につきましてご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

参考人 分かりました。土佐電子の西村と言います。

通常社長の辻が来ているんですけども、代役が務まるのかと心配しております。

私どもの業界の景気は、会社によって全く違ってきているという状況です。

コロナの長期化の中において、いいところはいい、また逆もあるという状況です。

弊社においては、今のところ、幸いにも悪くはなっていないという実状です。

ただ、今後は、コロナの長期化、資源高、ウクライナ危機などの不安要素を抱えております。

ご存じだと思いますけれど、弊社はベトナムに工場がございます。ベトナムで生産し、日本に送ってきており、売上の3割強を占めます。

残りは7割が国内事業になりますが、全体の業績が落ちていないのは、このベトナム事業が大きく貢献しております。国内は決していい状況にはないです。

国内事業は産業機器が多くて、高品質で精密な部品、部品点数も多く、ベトナムはどちらかというと大型で部品の点数も少なく、汎用的な製品が多く、部品に使用される半導体などの電子部品の入手難と、それによる部品代の高騰が業績に違いが出て来ている理由です。

さらに、資源の高騰によって、副材料・消耗材もかなり上がってきております。このような部品等の高騰だけでなく、部品の入手難、調達難は、製造するに当たっての計画性が損なわれ、残業等の増加による労務費のアップとか製造効率のダウンなども生じております。さらには、電力費や輸送費の高騰も重なり国内事業は厳しいというのが実状です。

ベトナム事業についてもエネルギー価格の上昇に加えて円安に動いており、影響が出始めているところで、今後も不安定で不透明な状況にあり非常に心配しています。

高知県最低賃金が33円上がる答申が出ていると聞いていますが、それ以上への電子の最低賃金を引き上げることは厳しい状況にあります。

以上です。

座長 ありがとうございます。  
この後、委員から質問があると思いますので協力をお願いいたします。

参考人 はい。分かりました。

座長 どなたか、ご質問はございませんか。

大崎委員 先ほど国内が70%、ベトナムが30%ということで国内は産業機器をメインでおっしゃられていたと思いますけれども、産業機器は今のところ堅調ですか。これからの見通しはどうでしょうか。

参考人 良いところと悪いところがあって、企業の材料調達の能力によって大きな差が出てきたんじゃないかと分析しています。

大崎委員 材料さえ調達できれば売上にも貢献できそうですか。

参考人 それなりに良い方向に変わってくるとは思っております。製品そのものの動きは、そんなに悪くはないと思います。製品にもよりますが、弊社の場合は、変換機器やモバイル機器は意外と動こうとしています。材料の有無にかかわりますが、このような製品については、まあまあ状態で動いております。

大崎委員 もう一つ、コロナ関係で会議などもオンラインが多くなりましたし、Web関連の製品が伸びてきていると思いますが、土佐電子さんではどうでしょうか。

参考人 ええ、確かにおっしゃるとおりだと思います。モバイル機器は、弊社も取り扱っていますが、製品と部品とでは違いがあり、その時流に弊社が乗っているとは言えません。

大崎委員 そこは乗ろうとしている形でしょうか。それともなかなか入りきれない状態でしょうか。

参考人 弊社は28社と取引がありますけれども、Web関連の製品を製造する企業とのお取引はないというのが一番大きなことです。

大崎委員 もし、注文があれば、土佐電子さんでも作れるのでしょうか。

参考人 作れる可能性はあります。

座長 私からも伺いしてよろしいですか。毎年辻社長さんから産業の状況をお伺いしていて、コロナでロックダウンになるとベトナム工場は工場で寝泊まりするという話が2年前にありましたが、今でも発生しているのでしょうか。

参考人 去年の5月くらいからベトナムで感染爆発があり、そんな影響で去年の7月から7、8、9月と約2か月半、工場内に泊まりました。ベトナムでは、アパートを構えて、工場とアパートだけの行き来をするか、それとも工場に泊まるか選択するしかない中で、弊社は後者を選んで、従業員の方にご協力いただいて乗り切った状況です。

今は、ベトナムは、コロナも風邪のように扱っているようです。

座長 よく分かりました。

テレビのニュースなどでベトナムではロックダウンになるととにかく生産ができなくなると辻社長がおっしゃっていたなと思い出したものですから、お聞きしました。

参考人 大変な状況でした。

座長 もう一つ、本業と離れていますが、去年にベトナムでルアーを製造しているという話をお聞きしまして、すごく人気があるとお聞きしましたが今年も続けて製造されていますか。

参考人 はい。特別な技術は要りますけど、部品点数は少なく、汎用的な部品ですので、部品調達で苦労することがないこともあり、引き続いて生産させていただいております。

座長 電子部品の製造で培った手先の技術を生かしているということでしょうか。

参考人 そういう応用をしたいという思いはございますけれども、なかなか難しいところです。

座長 ニュースや新聞で拝見しましたが、国内ではアンプも作っておられるとお伺いしましたが、どうでしょうか。

参考人 あれは社員のひらめきがあり、思いつきで始めております。ものづくりですから何でも作れるんじゃないかという思いと、割合簡単だったから始めました。まだまだ始めたところですが、話題性という意味では効果があると思っております。

座長 すごく嬉しいというか楽しい気持ちで記事を拝見させていただきました。

参考人           ありがとうございます。

市川委員           余談になりますけれども、私も2つ買わせていただきました。合計で9万円ぐらいかかりましたけれども、すごい音がいいです。

参考人           合計で何十台の中の2つです。ありがとうございます。

座 長           国内工場の関係ですが、比較的近くにお住まいの家事や育児と両立したい女性から働きたいというニーズが高いとお聞きしています。シフトなどに工夫も必要であるとお伺いしていますが、例えば1日の単位では、子どもの都合で出て来られない時に人数をどうするのかという問題や、年末にこれ以上働くと扶養から外れるという年末調整の問題が今もあるのでしょうか。

参考人           今までも、そういう問題があり、本年の引上げが年末の出勤に影響する可能性があります。

座 長           同様に最近コロナ感染者が増えており、濃厚接触者を含めて考えると急に欠勤するという労働者や、2週間出勤できないという労働者も出てきていると想像しますが、どうでしょうか。

参考人           そういう状況がございました。現在、高知県は700人台で1,000人切りでしたが、1,000人を超えている時に、高知の4つの事業部すべてでいろんな問題がありました。

                  子どもさんが感染し濃厚接触者となったという事例もありました。大変申し訳ない気持ちがあるんですけど、ほかの労働者に負担をかける形で何とか納期を守りました。

座 長           コロナ前もそのようなお話はあったんですが、人手が不足する時に、臨時で求人を出しても、なかなか人員が確保できないという状況はありましたか。

参考人           なかなか集まりにくいですね。業務内容の変更時にいろんな問題が出て来て、どうしても人員の確保が必要になります。それは、使用者の宿命と思いますが、弊社は、ベトナム人の実習生を計画的に受け入れる形で対応しております。このような時にはベトナム人の実習生が貢献してくれています。

座 長           そういう形で人員の計画を立てていらっしゃるということですね。

参考人            その他にも常時募集していたり、人材派遣から受け入れる。繁忙時はアルバイトで確保しています。

座 長            最後に、土佐電子さんは、長くお勤めになっている方が多いというふうにお伺いしていますが、地域別最低賃金の大幅な引上げの中で電子の特定最低賃金が下回るという状況の中で他社に人手が流出しているということはございますか。

参考人            残念ながらあります。

座 長            他社に転職された労働者がいますか。

参考人            別の会社に転職された労働者がいます。

座 長            そうですか。あまりないのかと想像しておりました。いろいろお聞きしましたが、私からは以上です。

中橋委員        業界内に、業績の良い悪いが混在しているというお話があったかと思えます。その理由は材料調達能力の差異ではないかというお話でしたが、実際に今の円安による物価の上昇により、材料を調達しにくい状況が発生しているという実感はありますでしょうか。

参考人            あります。

中橋委員        その材料が調達できないことが原因で工場の稼働を停止するまではいなくても、作業が遅れたりとか、本来より少ない人員で作業しているというような影響は出ていますでしょうか。

参考人            出ております。弊社の場合は社内の異動という形で調整しております。

中橋委員        ありがとうございます。

野村委員        現在原材料が高騰していますが、それに対して下請け業者から製品への価格転嫁はどの程度聞いてもらえていますか。

参考人            発注している会社も同様に厳しい状況があり、少しだけは聞いてくれる場合や、一部の製品だけ応じてくれる場合があります。例えば為替などの変化

には対応していただきやすいというところがありますが、それ以外の価格転嫁への願いは頼みづらい状況があります。

野村委員 現実的には原材料の高騰分を十分には価格に転嫁できていないというところですね。

参考人 はい。

片山委員 以前は電子の特定最低賃金が地域別最低賃金を上回っており、単年度の引上げ幅が5円などと小さい単位でしたが、昨年から地域別最低賃金を下回り、地域別最低賃金の上げ幅である28円や33円などという大きい上げ幅となっていますが、経営に影響が出ているということはないのですか。

参考人 影響は出ています。収益率が減ってきており、価格転嫁ができない以上、経営効率を上げていく、無駄を省くというようなことを行っていくしかないというところですね。従業員に対しては労働条件を守っていくことが当然ですので、効率化の努力はし続けたいと思います。

片山委員 以前辻社長も受注するためには他社に比べて単価をどれだけ下げられるかっていうところがあり、労務費が非常に重要だとおっしゃっていましたが、どうでしょうか。

参考人 重要です。一番大きな費用が労務費になります。

片山委員 それを取引先に最低賃金が上がった分を認めてくれというのは、通りにくいのですか。

参考人 通りにくいです。全くNOというところも少ないですけど、それがイコールには絶対ならないです。

座長 ほかはよろしいですか。

意見なし

座長 それでは、西村様大変貴重なお話を聞かせてくださりありがとうございました。

いただきましたご意見については、関係使用者の意見として、今後の審議

の参考とさせていただきます。

この後、傍聴していただくことも可能なんですけどどうされますでしょうか。

参考人 時間どれくらいかかりますか。

座長 そんなに長くはかからないかもしれませんね。

参考人 傍聴させていただきたいと思います。

座長 よろしくお願いたします。

#### 事務局 傍聴席にご案内

座長 そうしましたら引き続き改正決定の必要性について、労使双方から基本的な主張をお願いいたします。まず、労働者側からお願いします。

大崎委員 4点ほど主張させていただきたいと思います。

第1に、コロナ禍の影響もあり、社会はデジタル化に向かっていくと予想されます。

第4次産業革命と呼ばれているIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展で、電機産業としてもこれから技術・社会状況の動向を見極めて、電機産業が持つ高品質なものづくり、情報・技術に関連した産業としての強みを活かして、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待されている電機産業の継続的な発展を支えている優秀な人材の確保の面からも、電子産業における特定最低賃金の金額改定の取り組みが必要であると考えています。

第2に、電機連合2022年総合労働条件改善闘争ですけど、大手組合は概ね1,500円～3,000円のベースアップ、299名以下の中小では賃上げが5,162円の賃金水準の改善が行われています。

また、企業内賃金のミニマム企業やミニマム基準である産業別最低賃金については、月額166,500円と2,000円の引上げを行っています。

この水準の時間当たり換算額は1,071円となっています。

2022年の連合春闘結果や経団連の集計結果でも、一定の賃上げが行われており、高知県でも同様に賃金の改善が図られています。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、

電機連合加盟組合の企業内最低賃金と電子産業の特定最低賃金との格差改善が必要と考えています。

第3に、コロナ禍が長引いていますが、その影響や物価高騰により地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額853円と引上げ額33円が行われています。

すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なって、特定最低賃金というのは年齢を限定し、かつ、簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であります。

近年の高知県の電機産業は縮小傾向となっておりますが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも議論してきたことを継続して、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最賃の引上げは必要と考えています。

第4に、高知県における特定最賃は、「一般貨物最賃」、「電子最賃」であるため、県内での特定最賃を比較することは難しいですけれども、中国四国地方で見ると電子部品を含む電子電気機器製造関連製造業の特定最賃は、ほかの製造業と比較しても比較的低い状態となっております。

令和3年度の全国平均額では電気機械機器は908円、一般機械は935円、輸送機械は951円となっていて、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考えています。

以上4点が労働者側の主張として述べさせていただきます。

座長 そういたしましたら使用者側からの主張をお願いいたします。

野村委員 使用者側の主張をさせていただきます。

1つ目は、特定最賃についての基本的な考え方ということで、現在、最低賃金の安全網としての機能・役割は地域別最低賃金が果たしており、特定最低賃金は地域別最賃の補完的な役割を果たすこととなっております。

本県の製造業では唯一「電子」のみに特定最賃が設定をされておりますが、本県の電子業界、とりわけ下請け主体の中小企業の状況や作業内容を踏まえると、一般労働者の地域別最賃より高くなくてはならないという客観的な理由は見当たりません。

また、昨年より「電子」の特定最賃は地域別最賃を下回っております。

このようなことから本県の「電子」の特定最賃については、過去の決定経緯は尊重いたしますが、今後の存在意義については疑問があり、地域別最賃に組み入れるべきというのが、使用者側の考え方です。

2つ目は、本県の電子・デバイス等製造業の実状について、本県の電子・デバイス等製造業は、大手企業1社のみとその関係会社、および下請加工主体の中小零細企業数社から構成されており、特定最賃では同じ扱いとなつて

おりますが、企業規模、取扱製品、作業内容など事業形態は異なり、一括りに同一産業とは言い難い構造となっております。

また、平成19年の事業社数は18事業所、従業員数2,185人であったものが令和元年度には6事業所、従業員数562人に、さらに令和4年度には6事業所、従業員数449人と大幅な減少となっております。

対象者は特定最低賃金審議会において廃止等の調査審議の基準となる「相当数の労働者の範囲」1,000人を大きく割り込む状況となっております。

また、事業形態の大きく異なる大手企業1社を除くと下請け主体の中小零細企業のみで、今後従業員が増加する見通しは立っておりません。

本県の中小零細企業においては、海外のほか、県外企業との競争が一段と厳しくなっており、輸送コストなど地理的ハンディ等に加え、今般の原材料の高騰を抱え非常に厳しい経営環境となっております。

また、事業形態においても中国経済の動向など世界経済の影響を大きく受けやすい下請け業者となっており、脆弱な経営基盤の上に立った経営を強いられている状況にあります。

このような厳しい状況の中で経営努力によりなんとか事業を継続しているのが今の実状でございます。

3つ目は、本県は経済産業省の令和元年工業統計調査結果によれば、電子・デバイス等の製造品出荷額等は全国で最下位となっております。

このように経済規模が最下位で発注企業が県内にほとんどなく、受注先を県外に求めざるを得ない本県の中小零細企業にとって、極めて不利な状況となっております。

「電子」特定最賃の影響を受ける企業はいずれも地域（郡部）の数少ない雇用の場として地域雇用を支えている企業であります。企業の存続を最優先に考えるべきであります。

以上のような状況や、本年度地域別最低賃金の引上げ額の33円を率にしますと4.02%と大幅な引上げとなったことより、「電子」特定最賃が地域別最賃を上回することは困難であり、据え置くべきであります。

また、地域別最賃が昨年に引き続き、特定最賃を上回ることになり、地域別最賃に組み入れ「電子」特定最賃は廃止すべきと考えております。

座長

ただ今、労側使側双方から基本的なご主張をいただきました。このまま協議に進ませていただこうと思います。

特定最賃につきましては労使のイニシアティブで合意形成が図れるかどうかということになってございますので、どなたからでもご意見をいただければと思います。

大崎委員 電子だけに関わらないと思いますけど、やはり物価が上がっているのに対して、賃金が上がらないというのは、生活は厳しくなると思います。最低賃金の引上げだけで生活が楽になるわけではないんですが、少しずつでも上げてもらわないと、自分たちの世代もそうですし、子どもたちの世代にも響いてくる内容ではないかなという風に思っています。

電子産業に関しては先ほどの主張のとおり、これから伸びていくと思いますので、一朝一夕で人材が育つわけではないので、早めに人材確保をするという意味でも引き上げていただきたいと思います。

野村委員 地域別最賃は上がっているのに引き上げていないのではなく、地域別最賃より引き上げるのはできないと考えています。

使用者側は、地域別最賃と同じでいいんじゃないですかという主張です。

電子産業に良い人材を確保することは望ましいですが、現状引き上げても受け皿がないと考えています。

市川委員 特定最賃は数年ずっとすれ違いの主張をしてきておりますが、座長から特定最賃は労使のイニシアティブで決めるという話がありましたが、私もそのとおりだと思います。

そのイニシアティブに基づいて必要性を検討され、産業別の最低賃金が設けられて来ているわけで、1つの判断基準として、その産業の相場というものがあると考えています。地域別最賃のようにセーフティネットという役割とは違うということは踏まえておかなければならないと思います。使用者側の主張された基本的な考え方において、地域別最賃に組み入れられるべきというのは、産業別最低賃金が設けられた経緯からも話が違うんじゃないかと思えます。

この議論経過は要覧に書かれておりますので、ご一読をお願いしたいと思います。

片山委員 使用者側の主張は産業別最低賃金を設ける1つの目安である従業員1,000人を割り、電子産業の特定最賃が対象となる事業社が6業社しかなく、従業員数も500人を切っている状況があり、県内には、ほかにもいろんな業種あるわけで、この電子デバイス製造業だけに特定最賃を設定してやらなきゃいけない理由はなく、その役割は残念ながら終えたのではないかと思います。その特定最賃を設けることで、大崎委員が言われたように優秀な人材を集めてその産業を成長させていくことに本来の意味があると思います。これは使用者側の問題もありますが、会社や労働者が減り続けている現状において、本来の役割を果たし得ないと思います。

市川委員

おっしゃることは分かります。

労働者数1,000人というのは、あくまでも目安であり、1,000人を下回ったとして、その産業で働く労働者がいる以上意味があると労働者側として主張させていただいています。

特定最賃の役割は大まかに3つあるんですけども、その1つに企業内の労働者の賃金を決定する労使の交渉を補完するものだという事です。ですから、1,000人という目安はあるけれども、その地域に産業があって一定数の労働者がいれば、やはりそこは労使交渉を補完するものとして役割を果たすべきではないかと思っています。

また、それは、我々のように労働組合があれば交渉できます。しかし、残念ながらないところもあり、法で保障された労使交渉はできない方々もいます。だからそういう労働者の労使交渉を補完するっていう役割が特定最賃にはあるわけで、そこは人数は少ないですけど、産業別に賃金水準を決める1つのシステムだということをご理解いただきたいと思っています。

片山委員

その点について、電子産業に従事する労働者の9割以上は、凸版さんと土佐電子さんの大手2社で占めており、残りの4業者が市川委員がおっしゃられた労働組合のない労働者ということになると思います。こういう企業は地域別最賃の引上げに合わせて、事業場内の労働者の賃金の引上げが必要になるわけで、さらに特定最賃で上乘せすることは、企業の存続にもかかわると思われま。市川委員の言われるように、労働者の権利や生活を守ることは企業の存続が必要であり、特定最賃の引上げは非常に厳しいと判断しています。

市川委員

確かに企業の厳しさは理解できます。

ただ地域別最低賃金は毎年間違いなく上がり、使用者は引上げ、数年先まで織り込んで経営されていると思いますし、労働者側としても、経営まで圧迫してしまうようなこと、具体的には地域別最賃が853円になる時に特定最賃を900円にと求めるような主張をするつもりはありません。

使用者が織り込んでいる範囲である853円にプラス何円かというところで労使のイニシアティブにより今回は議論に乗っていただきたいということです。

白山委員

よく分かりますが、例えば10人が入社したとして、半年、一年経つとどうしても能力に差ができてしまう。

その中の優秀な人材には、能力相応の賃金に引き上げる必要が出てきます。

それは最低賃金の引上げだけに留まらず労働者全体の労務費に影響を及ぼすこととなります。

また、最低賃金が高くなれば高くなるほど、能力のある人の賃金を引き上げたくても上げることができない状況になり、能力に応じた賃金バランスが悪くなる場合もあります。

ですから使用者側としては、最低賃金の引上げ幅は、極力少なくしたいところです。

本年度の地域別最低賃金の引上げだけでも人件費が大きく上がっていることは、考えていただきたいと思います。

この能力のある人と、失礼な言い方かもしれませんが、不向きな人があり、適正な差を付けられる最低賃金にしていいただきたいという思いがあります。

市川委員

おっしゃることはよく分かりますが、地域別最賃に30円も40円も上乘せしてくれという話ではないので、バランスをとりつつ、決めることが労使のイニシアティブということになると思います。何とか金額審議に入っていたきたいということで、その際は社会的相場を参考にしてほしいと思っています。

本日の資料である基礎調査結果の実際に支払われている賃金額の相場は、900円になっています。第1・十分位、二十分位、第1・四分位の数値もすべて900円です。900円より低い金額で支払われている人数は10数人しかいない状況です。ですから電子産業における賃金額は900円というのが相場だと言えるわけで、社会相場900円台になっているということですよ。地域別最低賃金の853円と大きな差があることを踏まえて、金額審議に入っていたきたいということが労働者側の思いです。

野村委員

使用者側の主張において説明しましたが、電子産業の特定最賃が適用される企業は、凸版さんを除くと郡部の零細企業になります。

それでも地域の雇用を支えている企業であるので、存続を最優先に考えなければならぬと考えています。また、高知県の電子産業は下請け主体の中小企業であり、作業内容は、地域別最低賃金が適用になる一般の労働者と変わらず、地域別最賃より高くなければならぬという理由は見当たりません。

そうなるほかの業種はどうなんだという話で、電子デバイスだけじゃないという話になってきますよね。

また、電子産業の特定最賃が適用される労働者数は、449人まで減って来ており、労働者数の多いほかの業種にも産業別最低賃金を設けてほしいという話にもなってきます。

地域別最低賃金を上回る額に電子の産業別最低賃金を引き上げることは産

業間のバランスも崩れてくるということを踏まえる必要があると思います。

市川委員 毎年繰り返し議論していますが、特定最賃を新設に当たっては、公労使三者、特に労使の一致があったわけです。数ある産業の中で高知県は電子部品製造業と一般貨物運送業に産業別最賃を設ける必要があると公労使の意見が一致するという歴史経過をたどったもので他の産業と比較する必要はないということです。

野村委員 電子部品等製造業の産業別最賃が新設された当時は、付加価値が高い仕事ということで地域別最賃を上回る金額にしたと認識しておりますが、現在電子産業を取り巻く実状が変わってきていると言えます。

市川委員 当時いわゆる標準産業分類における電子デバイス製造業の基幹労働者に対して、産業別最低賃金を設けた時から、現在も同じ業種であり、何も変わっていないと思います。

野村委員 会社の規模は、変わってきましたよね。

市川委員 特定最賃に会社の規模は関係なく、あくまでも、産業分類で決められた基幹労働者に該当すれば適用されるということです。本日の資料3の2に記載の適用する使用者はこれで、3の適用する労働者というのは、前号の使用者に使用される労働者に適用されるということです。

野村委員 それは仕事の内容によります。

市川委員 仕事の内容でいうと、電子産業に従事する方であっても基幹的業務に従事していなければ適用労働者にならないと括られているということです。

野村委員 使用者側としては、適用される労働者の仕事の内容から言っても、特定最賃を設ける必要性がないと考えています。

市川委員 労働者側は新設に当たって適用産業、適用労働者を括っているとおりに考えているということで、使用者側とは平行線の主張と思います。

野村委員 高知県内の下請け中心の企業の仕事の内容は、マニュアル化されたものだと考えています。

- 市川委員           そこは解釈の違いです。労働者側は使用者側の主張の「企業規模、取扱製品、作業内容が異なる」は、特定最賃を適用するかどうかの要素ではないと考えているわけです。
- 野村委員           20年、30年前に決まったことをずっと踏襲して何も見直さないことがいいかどうかです。
- 市川委員           適用範囲の見直しだと考えます。
- 野村委員           これだけ世の中が動き、状況も変わっているのに、それをすべて踏襲する必要はないと思われます。
- 市川委員           特定最賃の適用は、適用を除外している労働者以外が適用範囲であって、時代の流れで、どういう作業をしているか、どういう部品を扱っているかは変わってくるでしょうが、そこで分類しているわけではないです。
- 片山委員           目安の1,000人を切っている産業で本当に存続を真剣に検討すべきだと思いますよ。
- 市川委員           去年も言わせていただきましたが、一旦それは受け止めますけれども、高知県において電子の特定最賃の適用範囲である業務に参入したいという会社があり、労働者数が増加する可能性があります。
- 野村委員           電子・デバイス等製造業の従業員数が増えるってことですか。
- 市川委員           増える可能性があります。結果は、どうなるかは分からないけれども。
- 野村委員           それはいいことです。
- 市川委員           現在は労働者数500人程度ですが、600人、700人に戻ってくる可能性があり、これから200人、100人に減少することが確実であれば廃止の議論を行う可能性もありますが、現時点で判断はできないということです。
- 白山委員           増加する可能性があるのですか。
- 市川委員           憶測を審議会で話すことはできませんので、ある程度裏付けがあつての話

です。

野村委員        それでも、現状の労働者数、仕事内容などの現状を考えた場合に電子産業の特定最賃を地域別最賃より上乗せした場合は、ほかの産業からどう思われるかということをご心配します。

市川委員        それは考えすぎじゃないでしょうか。

野村委員        電子産業に特別に地域別最賃を上乗せする必要があるか、ほかの産業と何が違うのかという話です。

市川委員        最低賃金は、上限を定めるものではなく、下限を定めるもので、ほかの産業に労働者数や仕事内容を含めて、あるべき水準に賃金額を決定すべき話ではないでしょうか。

野村委員        そんなことはないと思います。

凸版さんと土佐電子さんなら何とか引き上げられるかもしれませんが、残りの4つの会社は本当に厳しいと思います。使用者側の参考人の意見が反映されずに出席なくなっている状況もあります。

市川委員        中には厳しい会社があることは理解しています。

しかし、個々の会社の事情ではなく、特定最賃の役割は、労働者側として決して終わっていないという立場に立っているということで、使用者側が廃止を主張されることが悪いと言っているものではありません。

野村委員        確かに労働者数が増加してくれば話は変わってきますが。

1,000人という目安から言って、500人では廃止を決める目安と考えていました。これから300人、200人に減少していても議論していくというのは、どうかと思います。

市川委員        それは見解の相違です。

労働者側として、一つは今後労働者数が増加する可能性があること。もう一つは、沖縄県のサトウキビ産業だったと記憶していますが、200人~300人になっても、労使のイニシアティブで存続させています。

1,000人を切ったから自動的に廃止の議論に入ろうということではないと思います。

座 長

少し、適用労働者数が1,000人という目安の意味を考えてみましたが、例えば50人だったとした場合には分りやすく、極めて限られた人に対して、公労使三者で構成する審議会で決定する必要まではないということとと思われます。

目安の1,000人について東京における1,000人と地方における1,000人は違うにもかかわらず、全国一律となっているのは、その産業に一定の規模、ボリュームがあることがその産業に価値があるという判断になっているのだと思います。

そして、その産業に規模と価値があることを前提に特定最賃の新設に当たっては、労働者側には、地域別最賃より高い金額になるべき付加価値のある業務であるが、労働組合があまり組織されておらず、労使交渉の手段を持ち合わせていない状況があって、特定最賃を設けたいという思いがあったということ。

一方使用者側にも、その産業が成長する目処があって、地域別最賃より高い特定最賃を新設しても優秀な人材を確保したいという思いがあり、両者の思いが一致して新設に至ったということだと思います。その思いが一致した産業が高知県の場合、電子部品等製造業だったということだと思います。

1,000人という数字が出ているわけなんですけど、人口規模によってもほかの産業でも、これらの条件がそろえば特定最賃が新設される可能性があったものだと思います。

これが、年月を経る中で、企業も労働者数も減少してきており、新設時の意義が薄れてきたわけですが、ここにプライドのようなものも存在していると私は思います。

そして現在の相場は地域別最賃を上回る900円であり、電子産業は特別で、賃金が良いというブランドイメージがあり、それが守られているということの価値と意義が大きいと思います。

また、電子産業の将来性についても、縮小していくようなものではなく、例えば、システムが更新されるように、電子部品も買い替えが必要であり、5年、10年の短期間で回転したり、新しいものに更新されるものですので、これからも、重要かつ必要な産業であるということも言えると思います。

ただし、使用者側としては、昨年から地域別最賃に電子の産業別最賃が埋没するという状況で、ブランドイメージを守っていく理由付けがなくなってきた感じになっているということだと思います。

現状においてはブランドイメージを保つ必要性が薄くなっていることが単に一時的なものかどうかということ。現状においても賃金額の相場が、地域別最賃を上回る900円であることをどう考えていくかを議論して決めていく。これが労使のイニシアティブを発揮するということなのでしょうね。

市川委員 労働側としては、東京の1,000人と高知の1,000人とは、産業の存在意義は違うと思っており、目安の1,000人というのはよく分からないものです。

座長 本来労働組合が発達していることに加えて、転職が当たり前であれば、優秀な人材確保の必要性から賃金が上がっていくことになると思います。

しかし、現状はそうならず産業別最低賃金によって、審議会、労働局が関わり、決定しているわけで、電子産業を取り巻く状況が変わってきたことで使用者側として、その旗をここで降ろすかどうかということかと思えます。

ただし、使用者側から廃止に係る申出が行われたものではなく、廃止については検討しているという段階だと思いますので、もう少し今後の推移を見ていくということはどうでしょう。

野村委員 分かりました。廃止については今後検討していくこととしますが、電子産業を取りまく状況は、特定最賃を存続させる意義はなくなってきているという主張であることをご理解ください。

市川委員 地域別最賃がどんどん上がっていったら、その産業の付加価値として、例えば地域別最賃に2%の上乗せを行うであるとか、プラス何円ということを決めておくという方法もあるかと思いますがどうでしょう。

そうであれば、特定最賃が地域別最賃の上げ幅に沿って妥当な金額に決まっていって、埋没するという事態も避けられます。

野村委員 パーセントですか。

市川委員 プラス何円というのもありますよね。

野村委員 それはどちらもできないです。

座長 それは確実に特定最賃が上がっていくということで、ある意味ステップアップと言えるかもしれませんが、高知県は影響を与える企業や労働者が少ないにもかかわらず、その数社にとっては大きな影響を与えるということが、難しくしているということでしょうね。

市川委員 労働者側としては、労働組合が行う労使交渉の補完として、このようなシ

ステムで手を差し伸べることにつながるということで主張させていただきたい。

座 長 労働者数が少なくなってきたとはいえ、一定数はいるわけで、特定最賃の意義が失われたと言うには、時期が早いと言えるとは思いますが、確実に上がるというシステムまではどうなのかというところもあります。

野村委員 凸版さんは187人ですか。土佐電子さんと合わせて400人くらいはいます。

座 長 凸版さんは労働組合が組織されており、交渉手段のない所に手を差し伸べたいということが労働者側としての特定最賃の意義としてとらえているということですよ。

市川委員 労働者側は、特定最賃にそういう意義があると考えています。

野村委員 本当は土佐電子さんのほか、4社の労働者を救わないといけないということですね。

市川委員 例えば我々組織労働者は、これぐらいの賃金が妥当であるというそれぞれの企業内最低賃金があります。

それをその地域の特定最賃に反映させ、組織外の労働者も救いたいという考え方です。

座 長 使用者側としては、電子産業に、ブランドや、それに対するプライドがあり、地域別最賃を上回る金額にしたいであるとか、上回る金額にすることが可能な状況があれば、引き上げる余地はあるものの、参考人の意見を踏まえても、そのような状況にないということですね。

野村委員 使用者側は、現状において地域別最賃より特定最賃が高くないといけないという理由はないと考えています。

座 長 労働者が増えていく状況や、高知県の基幹産業になり得る状況があれば違ってくるでしょうけど。

片山委員 使用者側としては、大手2社を除く4社においては、地域別最賃の大幅な引上げだけで非常に大きな影響があって、事業の継続、進退を考えるような

ところだと思えます。

そこで働く労働者も企業が存続してのものだと思えますので、特定最賃の引上げの影響は理解しなければいけないと思えます。

座長 現在、縮小している産業にとって、地域別最賃だけでも、大きな影響があるにもかかわらず、特定最賃によりさらに引き上げることは、首を絞めかねないということで、守るべき産業が衰退してしまうという主張だと承りました。

片山委員 そうということです。

市川委員 本日の資料に最低賃金に関する基礎調査があり、その結果、地域別最賃の853円から900円未満の間に賃金額を改正したとしても、影響を与える労働者数はわずか11人です。11人の労働者を地域別最賃の853円プラス何円かにしたところで、企業の存続に影響を与えるほどのものなのか疑問があります。

座長 経営にどれほどの影響があるか測りかねるところですが、労使それぞれの主張には大きく隔たりがあるということは、分かりました。

ここで、一旦審議を中断し、歩み寄りについて検討していただきたいと思えます。

(中断) 15:17 ~ 15:50 (参考人帰宅)

[再開] 15:50

座長 それでは、再開します。

労使それぞれにご検討いただく時間を取っていただきましたが、使用者側から、現時点でのご意見をお願いできますか。

野村委員 総合的に判断いたしまして、この電子部品等製造業における特定最賃は地域別最賃より高くなければならないような客観的な理由がないと思われ、改正の審議を行うことは、見送りにしたいと考えています。

座長 この意見を受けて労働者側の委員、いかがでしょうか。

市川委員 審議の過程で廃止の論議をしていきたいという話がありましたが、それを行うのではなく、向こう数年の状況を見ていただいて、その状況によって、引上げを含めて金額審議を視野に判断をお願いしたいと思います。

本年については、使用者側が引上げ、金額審議を見送りたいという意向であり、三者合意に至らなかったことを真摯に受け止めたいと思います。

座 長 金額審議に入るには、当特別小委員会の全会一致が原則となります。

したがって、当特別小委員会といたしまして、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金について、改正決定の必要性ありとの合意を得るには至らなかった。」という結論がなされたものとして、9月12日に開催予定の本審に報告することとしたいと思います。

事務局は、この結論に基づいた報告書案がありますか。報告書案の配付をお願いいたします。

事務局 委員、傍聴人に「電子特小報告書(案)」を配付

座 長 そうでしたら、事務局からただ今の報告書案の朗読をお願いいたします。

事務局 「電子特小報告書(案)」を朗読

座 長 この報告書案について、何かご意見はございますでしょうか。

異議なし

座 長 了承いただきましたので、本審への報告書とさせていただきます。

今年も改正の必要性ありということについて、全会一致にはなりませんでしたが、委員の皆様には円滑な審議にご協力をいただき、ありがとうございました。

「電子」の特別小委員会は、これで終了といたします。

[閉会] 午後3時57分